



県 章

滋賀県公報

平成 28 年 (2016 年)
3 月 15 日
号 外 (4)
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告.....	1
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告.....	6

監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第4項の規定に基づき執行した平成27年度を対象年度とする定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月15日

滋賀県監査委員	奥	村	芳	正
〃	平	居	新	司
〃	山	田		実
〃	北	川	正	雄

監査の結果に関する報告

1 監査執行対象機関名および監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
消防学校	平成28年3月2日
消費生活センター	平成28年2月4日
近代美術館	平成28年3月2日
政策研修センター	平成28年1月28日
琵琶湖環境科学研究センター	平成28年3月2日
琵琶湖博物館	平成28年1月12日
南部流域下水道事務所	平成28年3月2日
北部流域下水道事務所	平成28年3月2日
精神保健福祉センター	平成28年3月2日
食肉衛生検査所	平成28年3月2日
動物保護管理センター	平成28年3月2日
中央子ども家庭相談センター	平成28年3月2日
彦根子ども家庭相談センター	平成28年1月14日
平和祈念館	平成28年2月5日
衛生科学センター	平成28年3月2日
リハビリテーションセンター	平成28年3月2日
近江学園	平成28年3月2日
総合保健専門学校	平成28年3月2日
看護専門学校	平成28年3月2日
淡海学園	平成28年3月2日
計量検定所	平成28年3月2日
工業技術総合センター	平成28年2月1日
東北部工業技術センター	平成28年1月18日

高等技術専門校	平成28年3月2日
男女共同参画センター	平成28年1月19日
病虫害防除所	平成28年2月8日
家畜保健衛生所	平成28年3月2日
農業技術振興センター	平成28年2月8日
畜産技術振興センター	平成28年3月2日
水産試験場	平成28年3月2日
芹谷地域振興事務所	平成28年2月4日
北川水源地域振興事務所	平成28年3月2日
総合教育センター	平成28年3月2日
びわ湖フローティングスクール	平成28年3月2日
図書館	平成28年3月2日
河瀬中学校	平成28年3月2日
守山中学校	平成28年3月2日
水口東中学校	平成28年2月2日
膳所高等学校	平成28年3月2日
大津清陵高等学校	平成28年1月28日
堅田高等学校	平成28年3月2日
東大津高等学校	平成28年3月2日
北大津高等学校	平成28年1月22日
大津高等学校	平成28年3月2日
石山高等学校	平成28年1月21日
瀬田工業高等学校	平成28年3月2日
瀬田高等学校	平成28年3月2日
大津商業高等学校	平成28年1月21日
彦根東高等学校	平成28年1月8日
河瀬高等学校	平成28年3月2日
彦根西高等学校	平成28年1月8日
彦根工業高等学校	平成28年3月2日
彦根翔陽高等学校	平成28年3月2日
長浜高等学校	平成28年3月2日
長浜北高等学校	平成28年1月18日
虎姫高等学校	平成28年3月2日
伊香高等学校	平成28年3月2日
長浜農業高等学校	平成28年3月2日
長浜北星高等学校	平成28年3月2日
八幡高等学校	平成28年3月2日
八幡工業高等学校	平成28年3月2日
八幡商業高等学校	平成28年3月2日
草津東高等学校	平成28年1月12日
草津高等学校	平成28年3月2日
玉川高等学校	平成28年1月25日
湖南農業高等学校	平成28年3月2日
守山高等学校	平成28年3月2日
守山北高等学校	平成28年3月2日
栗東高等学校	平成28年3月2日
国際情報高等学校	平成28年3月2日
水口高等学校	平成28年3月2日
水口東高等学校	平成28年2月2日
甲南高等学校	平成28年3月2日

信楽高等学校	平成28年3月2日
野洲高等学校	平成28年3月2日
石部高等学校	平成28年3月2日
甲西高等学校	平成28年2月2日
高島高等学校	平成28年3月2日
安曇川高等学校	平成28年3月2日
八日市高等学校	平成28年1月15日
能登川高等学校	平成28年2月8日
八日市南高等学校	平成28年2月1日
伊吹高等学校	平成28年3月2日
米原高等学校	平成28年1月26日
日野高等学校	平成28年3月2日
愛知高等学校	平成28年1月15日
盲学校	平成28年3月2日
聾話学校	平成28年1月25日
北大津養護学校	平成28年1月22日
鳥居本養護学校	平成28年1月26日
長浜養護学校	平成28年3月2日
長浜高等養護学校	平成28年3月2日
草津養護学校	平成28年3月2日
守山養護学校	平成28年3月2日
甲南高等養護学校	平成28年3月2日
野洲養護学校	平成28年3月2日
三雲養護学校	平成28年3月2日
新旭養護学校	平成28年1月29日
八日市養護学校	平成28年3月2日
愛知高等養護学校	平成28年1月15日
甲良養護学校	平成28年3月2日
大津警察署	平成28年3月2日
草津警察署	平成28年3月2日
守山警察署	平成28年3月2日
甲賀警察署	平成28年3月2日
近江八幡警察署	平成28年1月19日
東近江警察署	平成28年2月5日
彦根警察署	平成28年3月2日
米原警察署	平成28年1月14日
長浜警察署	平成28年3月2日
木之本警察署	平成28年3月2日
高島警察署	平成28年1月29日
大津北警察署	平成28年3月2日

(注) 平成28年3月2日の監査執行は書面監査による。

2 監査の結果

(1) 指摘事項

大津警察署

職員の不注意による公用車の事故が3件(県過失割合100%)発生し、保険を含めて1,039,235円が支払われているほか、相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

草津警察署

職員の不注意による公用車の事故が 3 件 (県過失割合100% : 1 件、85% : 1 件、未確定 : 1 件) 発生し、保険により 104,683 円が支払われているほか、公用車および相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

近江八幡警察署

職員の不注意による公用車の事故が 2 件 (県過失割合100% : 1 件、未確定 : 1 件) 発生し、保険を含めて 364,230 円が支払われているほか、相手側に損害が生じている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。

(2) 指導事項

指摘には至らないものの、注意すべきものとして指導した事項は次のとおりである。

(7) 予算関係 (1 件)

- ・支出の年度区分を誤っているもの (大津商業高等学校)

(4) 収入関係 (18 件)

- ・納入通知等の事務が適正に処理されていないもの (近江学園)
- ・その他、納入義務者に対する収入に係る事務が適当でないもの (八日市南高等学校)
- ・使用料等について収入未済の解消を求めるもの (近江学園)
- ・授業料等について収入未済の解消を求めるもの
(大津清陵高等学校、北大津高等学校、瀬田高等学校、伊香高等学校、八幡工業高等学校、湖南農業高等学校)
- ・生産品の引継ぎ、受入れの処理が適当でないもの (工業技術総合センター、長浜養護学校)
- ・現金の保管方法等に適切を欠くもの
(琵琶湖環境科学研究センター、瀬田工業高等学校、彦根工業高等学校、草津東高等学校、八日市高等学校、盲学校、長浜養護学校)

(7) 支出関係 (4 件)

- ・執行何が適正でないもの (長浜養護学校)
- ・支出方法等が適当でないもの (長浜養護学校)
- ・諸手当の支給を誤っているもの (動物保護管理センター、三雲養護学校)

(エ) 契約関係 (12 件)

- ・長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の適用を誤ったもの (農業技術振興センター)
- ・仕様書の積算誤りがあるもの (芹谷地域振興事務所、守山高等学校)
- ・契約変更が適期適切に処理されていないもの (北大津高等学校)
- ・その他契約に係る事務処理が適当でないもの
(北大津高等学校、長浜北高等学校、長浜北星高等学校、北大津養護学校、長浜養護学校、大津北警察署)
- ・検査・検収が適正になされていないもの (長浜養護学校)
- ・検査調書の作成等事務処理が適当でないもの (米原警察署)

(カ) 財産関係 (41 件)

- ・財産の滅失等が見受けられるもの (彦根翔陽高等学校)
- ・物品の適正な管理を求めたもの
(動物保護管理センター、彦根子ども家庭相談センター、北大津高等学校、大津商業高等学校、彦根東高等学校、長浜北高等学校、栗東高等学校、信楽高等学校、野洲高等学校、長浜養護学校、草津養護学校、三雲養護学校、米原警察署)
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの
(動物保護管理センター、高等技術専門校、大津清陵高等学校、河瀬高等学校、八幡商業高等学校、水口高等学校、水口東高等学校、野洲高等学校、愛知高等学校、新旭養護学校、甲賀警察署、長浜警察署、木之本警察署)
- ・公用車の事故の防止を求めたもの
(琵琶湖環境科学研究センター、食肉衛生検査所、近江学園、工業技術総合センター、農業技術振興センター、長浜養護学校、甲賀警察署、東近江警察署、彦根警察署、米原警察署、長浜警察署、木之本警察署、

大津北警察署)

- ・公用車の損傷が見受けられるもの（守山警察署）

(3) 留意事項

上記に掲げる事項以外で注意を要するものとした事項は次のとおりである。

(7) 収入関係（7 件）

- ・調定誤りがあるもの（長浜農業高等学校、玉川高等学校）
- ・調定・収入時期が遅延しているもの（安曇川高等学校）
- ・授業料等について収入未済の解消を求めるもの
（中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、看護専門学校、安曇川高等学校）

(4) 支出関係（34 件）

- ・支出方法等が適当でないもの（長浜警察署）
- ・諸手当の支給を誤っているもの
（琵琶湖環境科学研究センター、南部流域下水道事務所、精神保健福祉センター、近江学園、工業技術総合センター、農業技術振興センター、畜産技術振興センター、河瀬中学校、守山中学校、大津清陵高等学校、北大津高等学校、大津商業高等学校、彦根翔陽高等学校、長浜北高等学校、八幡高等学校、国際情報高等学校、水口東高等学校、信楽高等学校、野洲高等学校、甲西高等学校、高島高等学校、安曇川高等学校、八日市高等学校、八日市南高等学校、日野高等学校、盲学校、長浜養護学校、長浜高等養護学校、甲南高等養護学校、米原警察署）
- ・旅費の支給を誤っているもの（大津清陵高等学校、湖南農業高等学校、高島高等学校）

(7) 財産関係（2 件）

- ・財産の適正な管理を求めたもの（大津商業高等学校）
- ・不用決定、処分の手続が適正でないもの（八幡商業高等学校）

- (4) 上記以外の機関については、財務に関する事務の執行について、特に指摘・指導・留意すべき事項は認められなかった。

3 意見

平成28年1月8日から平成28年3月2日までの間に実施した113機関に係る監査の結果、次のとおり意見を付す。

- (1) 児童虐待における関係機関との連携体制の構築等について（中央子ども家庭相談センター、彦根子ども家庭相談センター、健康医療福祉部子ども・青少年局）

子どもが命を守られ安全安心に育っていくことができるよう、児童虐待への的確な対応が喫緊の課題となっている中で、平成26年度における子ども家庭相談センターの児童虐待の相談件数は1,685件で、前年度から402件、31.3%の大幅な増加となっている。県・市町とも体制整備を図るなどして、相談対応等に努めてきているところであるが、近年、センター職員の長時間の時間外勤務が恒常化し、看過できない状況となっている。これに加えて、今後、こうした状況のまま推移していくと、増加していく事案への的確な対応に、危惧を生じかねないところに至っている。

市町においては、平成16年に児童福祉法の改正により、児童家庭相談に応じることをはじめ、必要な調査および指導等を行うこととされており、また、児童虐待の通告先となっているところである。児童相談所においては、市町相互間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行うとともに、専門的な知識および技術を必要とする業務等を行うこととされている。

児童虐待事例は複雑化・困難化を極めており、子どもの命を守り、将来にわたっての健やかな育ちを保障するために、児童相談所、市町、警察等の関係機関がそれぞれの役割や機能を発揮し、専門性を深めつつ一層連携して対応することが必要となっており、関係機関が課題を共有し、効果的な体制の構築に努められ、そうした中で特に、児童福祉法における県と市町の役割の位置付けを踏まえて、児童相談所に求められている広域的、専門的な機能を、的確に発揮していかなければならない。

併せて、必要な対応等を行っていくための財政措置も重要であることから、児童相談所職員配置基準について児童福祉司の配置を虐待対応相談件数に基づいたものとするなどの抜本的な見直しと、市町の児童相談体制の職

員配置基準の創設等について、引き続き強く国へ提案されたい。

(2) 情報分野における学習環境の整備について（大津商業高等学校、教育委員会事務局教育総務課）

大津商業高等学校では、情報分野における専門性を深めた学習を行い、情報を適切に収集・分析・加工し、その発信する能力を育てることを目標に、情報システム科が設置されているところである。

また併せて、ビジネス経済分野やマーケティング分野等ビジネスに関する幅広い学習を総合的に行い、各分野でスペシャリストとして活躍できる人材の育成を目指して、総合ビジネス科が設置されている。

しかしながら、これらの専門的な学習を支える基盤となる実習の課程での設備が陳腐化するとともに、故障機器も多くなってきており、授業への支障が懸念される状況にある。情報通信技術の学習においては、ハード・ソフト共に技術革新等の進展が著しいことから、それらを踏まえた学習環境の整備に努め、生徒がより実践的な学習を積み重ねていくことも重要であり、今後の機器更新等について、十分検討をされ、生徒の期待に応えられるよう努められたい。

(3) 学校評価への取組について（各県立学校、教育委員会事務局学校教育課）

学校評価については、個々の学校が、その学校の持つ様々な条件の下で、教育目的、教育目標をどのような体制や方法でより効果的に果たしているかを、教員、生徒、保護者、学校評議員の4者によって、総合的、客観的に評価・分析し、学校経営の視点も含め学校教育の改善に総合的に活かすことを目的に、平成20年度からすべての県立学校において実施されてきているところである。

しかしながら、その現状を見ると、教員による自己評価がほとんどの項目で「A」評価され、また、保護者等学校関係者の評価でも、自己評価とほぼ一致して各項目で「A」評価とされている事例が多く、形式的なものとなっているように見受けられる。

学校評価は、教育面や学校運営面等の現状を真摯に評価することを通して、課題や改善を要する事項等を明確にしつつ共有していくことによって、よりよい方向へと改善を図っていくための大切なツールとして、取り組まれているものである。

これまでの各県立学校での監査の実施においても、重ねてこうした意見等を述べてきたところであるが、今後、先進的に取り組まれている学校の手法を取り入れることや、評価結果の公表内容に生徒による評価等も加えること、評価項目をどのように設定していくかといった工夫や改善なども含めて、より良い教育の仕方や授業・学校運営の改善につなげていくという本来の目的に資するものとなるよう、教育委員会がイニシアチブを取り、鋭意取り組まれたい。

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年3月15日

滋賀県監査委員 奥 村 芳 正
 " 平 居 新 司 郎
 " 山 田 実
 " 北 川 正 雄

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監 査 執 行 対 象 機 関 名	甲賀環境事務所
監 査 執 行 年 月 日	平成27年6月4日
監 査 結 果 報 告 年 月 日	平成27年8月7日
監 査 の 結 果	職員の不注意による公用車の事故（県過失割合100%）が発生し、598,471円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	公用車による交通事故の防止については、これまで交通事故防止講習会への参加や所内研修などを通じて職員に注意喚起を図ってきた。 今回の事故発生をうけて、所員全員を対象に交通安全研修会を開催し、事故原因を検討するとともに、今後の防止策について話し合うなど職員に対し一層の安全運転の徹底を図った。

また、今年度においても、交通安全講習会を受講してその内容を職員全員に周知するための所内研修を行ったほか、交通事故防止のための職場研修を実施して最近の県の事故事例を例題に事故の原因と防止策を話し合うなど、職員の事故防止への意識を高める取組を行った。

今後とも、定期的に職員常会等を利用して職場研修を行うとともに、日常の朝礼時に安全運転に対する呼びかけを行うなど、職員の交通安全意識の向上を図り、事故の未然防止と公用車の適切な管理に努めていく。

監査執行対象機関名	湖東健康福祉事務所
監査執行年月日	平成27年5月22日・7月7日
監査結果報告年月日	平成27年8月7日
監査の結果	生活保護費返還金について、平成27年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ538,000円増加し、2,090,115円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成27年4月末日現在の収入未済額2,090,115円について、未納者に対し、書面、電話や訪問による督促を行った結果、平成28年1月末日現在で112,277円を収納することができた。 残る未済額1,977,838円についても、引き続き債務者への面談等を通して粘り強い納入指導を引き続き行っていく。 また、適宜の家庭訪問等に基づく生活実態や収入状況を把握し、自立支援を行うことにより、新たな収入未済の発生防止に努めている。

監査執行対象機関名	東近江土木事務所
監査執行年月日	平成27年6月15日
監査結果報告年月日	平成27年8月7日
監査の結果	河湖占用料等について、平成27年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ1,684,712円増加し、1,726,364円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収入未済額が前年同期より大幅に増えた原因が調定・収納時期の遅れにあったため、更新にかかる調定および納入通知書の発行時期を適期に行うよう改善を行った。 また、占用料が高額で一度に納めることが難しい債務者に対しては、分納を勧める等きめ細やかな対応を心掛けていくこととした。 さらに、河湖占用料の収入事務に使用する台帳をこれまでの担当者単独での管理から係での共有とし、記載事項更新事務や収入事務等の進行状況を記載する欄を設けた。

監査執行対象機関名	高島土木事務所
監査執行年月日	平成27年6月19日
監査結果報告年月日	平成27年8月7日
監査の結果	河湖占用料について、平成27年4月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ2,268,235円増加し、6,853,235円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	河湖占用料の収入未済額3者合計6,853,235円のうち、1者33,600円については、平成27年6月28日に完納されました。1者4,375円については、不納欠損処理を行うとともに、1者6,815,260円については、滞納処分停止決議を行いました。 また、新たな収入未済の発生防止に取り組んでおり、今年度に新たな収入未済は発生しておりません。

監査執行対象機関名	知事直轄組織エネルギー政策課
監査執行年月日	平成27年7月31日
監査結果報告年月日	平成27年12月1日
監査の結果	<p>滋賀県民間事業者省エネ設備整備事業補助金の返還金等について、平成27年5月末日現在、2,692,712円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>平成27年5月末日現在の収入未済額2,692,712円については、未納者に対し電話や訪問による督促を行ったが、未納者は事業活動を休止し、差し押さえる財産がないことから、回収には至っていない。</p> <p>しかし、法人は存続していることから、引き続き法人の事業活動や資産の状況を注視しながら、回収に努める。</p>

監査執行対象機関名	総務部財政課
監査執行年月日	平成27年8月11日
監査結果報告年月日	平成27年12月1日
監査の結果	<p>普通財産貸付料収入について、平成27年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ287,004円増加し、1,722,024円となっているため、なお、一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>収入未済となっている普通財産貸付料収入は、個人に対する住宅用敷地の貸し付けによるもので、平成21年度に滞納が発生してからは、借受人と接触できない状況が続いていた。</p> <p>このため、民事訴訟法に基づく支払督促により勝訴判決と同様の効力を有する債務名義を取得し、大津地方裁判所へ強制執行(動産執行)を申し立て、平成25年4月26日には裁判所執行官が借受人の自宅へ解錠立入されたが、差し押さえるべき財産は発見できず執行不能となった。</p> <p>強制執行(動産執行)実施時には借受人と接触できたものの、その後は連絡がとれない状況が続いている。</p> <p>現在は、収入未済の早期解消のため文書・電話による催告、自宅訪問により借受人と接触に努めているほか、動産以外の強制執行の可能性について検討している。</p>

監査執行対象機関名	琵琶湖環境部循環社会推進課
監査執行年月日	平成27年7月15日
監査結果報告年月日	平成27年12月1日
監査の結果	<p>行政代執行に係る弁償金について、平成27年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ329,405,270円増加し、1,146,526,445円となっているため、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。</p>
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>本件収入未済は、2件の行政代執行に係る弁償金であり、前年同期に比べて収入未済額が増加しているのは、平成22年から実施している行政代執行事案について、平成26年度に行為者(元代表取締役および元役員2名)に対し、追加の納付命令を発出したためである。また、平成27年10月23日付けで行為者に対し、更なる追加の納付命令を発出し、平成26年度支出経費を請求したが、納期限内に納付がなかったため、財産調査を行っているところである。</p> <p>元代表取締役については、任意の分割納付により平成27年度は平成28年1月末日までに10万円を収納することができた。元役員2名については、預貯金等の差押えにより、平成27年度は平成28年1月末日までに6,957,065円を回収したところである。今後も引き続き財産調査を進め、鋭意回収に努める。</p> <p>もう一方の案件については、昨年度に分割納付の確約を取り付けた行為者1名より、平成27年度は平成28年1月末日までに5万円を収納することができた。今後も、納付が途絶えている行為者等に対して、訪問催告等により納付を促すとともに、差押え等の滞納処分も視野に鋭意回収に努める。</p>

監査執行対象機関名	農政水産部水産課
監査執行年月日	平成27年8月6日
監査結果報告年月日	平成27年12月1日
監査の結果	沿岸漁業改善資金貸付金の償還金等について、平成27年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ850,000円増加し、28,784,111円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成27年5月末日現在の収入未済額28,784,111円について、この借受者である4者に対し、それぞれ電話、書面および面会による督促を行っており、この結果、平成28年1月末日現在で360,000円を収納した。 前年度より収入未済額が増加した原因は、借受者である青年漁業者の経営不振により、当初の計画通りの償還が困難となっていることから、水産業普及指導員による経営指導を行うとともに、具体的な償還計画を提示して返済協議を行っている。借受者はいずれも返済の意思を示していることから、粘り強く納入指導を行うとともに、水産資源の増加対策や水産物の流通・消費拡大対策を積極的に展開することにより、漁家経営の安定化を図り、収納促進と新たな収入未済の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	病院事業庁精神医療センター
監査執行年月日	平成27年7月23日
監査結果報告年月日	平成27年12月1日
監査の結果	平成26年度病院事業会計における患者負担金収入について、平成27年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ、1,639,158円増加し、12,604,131円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	滞納整理に関しては、これまで主治医をはじめとして、地域生活支援部および医事窓口と連携しながら、債務者および家族に対して、通院時をはじめ、文書や電話等による督促を実施してきたほか、本人・家族からの支払いがない場合は連帯保証人へ支払請求を行ってきた。 また、未納がある入院患者については可能な限り退院時までに対面で本人や家族に支払い方法について確認し、確約書や分割納入誓約書の作成を求めてきたところである。 これらにより、平成27年5月末日の収入未済額12,604,131円については1,405,380円を収納し平成27年12月末日時点で11,198,751円となった。 今後はさらに、事務局をはじめ地域生活支援部、医事窓口の関係者により情報共有を行うための会議を適時開催することとし、未納のある入院患者に対しては、可能な限り入院中から精神保健福祉士等も関与することとし、これらにより引き続き未収金の収納推進を図るとともに新たな未収金の発生防止に努める。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局人権教育課
監査執行年月日	平成27年7月14日
監査結果報告年月日	平成27年12月1日
監査の結果	地域改善対策修学奨励資金貸付金について、平成27年5月末日現在の収入未済額は、前年同期に比べ16,560,382円増加し、129,364,219円となっているので、なお一層収納の促進に努めるとともに、新たな収入未済の発生防止に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	収納促進については、関係市町教育委員会を訪問し、個々の債務者の実情に照らした継続的な返還指導について引き続き依頼した。 債務者に対しては、文書による督促や電話等による説明を行い、併せて、返還が困難な者にはその事情に応じて分割納付の指導などを行った結果、平成28年1月末日現在で3,151,628円を収納した。 また、新たな収入未済の発生防止に向けては、債務者に対する返還義務の周知徹底や督促の早期実施に努めるとともに、適切かつ無理のない返還計画が作成されるよう、関係市町教育委員会の協力を得ながら個別

指導に努めた。

監査執行対象機関名	教育委員会事務局スポーツ健康課
監査執行年月日	平成27年7月21日
監査結果報告年月日	平成27年12月1日
監査の結果	教育財産使用料および共益費において、平成27年5月末日現在、753,327円の収入未済が発生しているため、速やかな収納に努められたい。
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	平成27年5月末日現在の収入未済額753,327円について、未納者に対し、書面や訪問による督促を行った結果、529,773円を収納することができた。 残る収入未済額223,554円(平成28年1月末日現在)についても、未納者に対し粘り強く納付指導を行い、早期収納に努めていく。

監査執行対象機関名	警察本部
監査執行年月日	平成27年8月4日
監査結果報告年月日	平成27年12月1日
監査の結果	職員の不注意による公用車の事故(県過失割合100%)が発生し、保険を含めて922,777円が支払われている。今後は事故防止に留意するとともに、車両の適切な管理に努められたい。(機動警察隊)
当該監査の結果に基づき講じた措置の内容	<p>公用車による交通事故を防止するため、年間を通じての運営重点目標の項目に「職員交通事故防止対策の推進」を掲げ、運転技能訓練・検定、事故事例に基づく教養、日々の声掛けの励行、実践的な事故防止教養・訓練を実施するとともに、日常点検をはじめとする車両管理を徹底するなど、次のような取組を実施して交通事故の防止を図っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員による交通事故については、すべて関係所属に事故概要等を報告させ、交通事故の態様や原因により、必要に応じ該当所属の責任者等を本部に招致して本質的な事故原因を究明するとともに、同乗者の注意喚起、上司等の事前指導の状況等についても検証し、その結果を他の所属に対して周知するなどの注意喚起を行い、同種事故の未然防止を図っている。 (2) 交通事故の当事者となった職員はもちろんのこと、緊急自動車を運転する職員すべてを緊急自動車運転訓練に参加させ、職員の運転技能および安全意識の向上に努めている。 (3) 助手席同乗者の責務を明らかにするため、具体的な誘導方法を示した「助手席同乗者マニュアル」を作成し、運転者と助手席同乗者が一体となった、公用車の交通事故防止と交通法令遵守を図っている。 (4) 交通事故事例を題材にしたグループ別検討会の実施、他府県等を含めた交通事故発生事案を題材とした教養やヒヤリハット体験ならびにこの経験を教訓として実践している事故防止方策を招集日教養等において職員に発表させるほか、所属の朝礼時等において出席者全員による「安全運転五則」や「追跡守則」の唱和を実施することにより交通安全意識の高揚を図り、職員の日常運転に生かせる事故の未然防止に努めている。 (5) 前日の睡眠時間や飲酒状況等、職員の体調等を把握することを目的とした「セーフティチェック表」等を提出させるなど、健康状態を確実にチェックし、体調不良者の発見とその者に対する公用車運転の禁止等の措置を講じるなど事故の未然防止に努めている。 (6) 公用車の適正な管理のため、運行前点検の確実な実施はもとより、定期的に幹部立会いによる公用車の一斉点検を実施するとともに、車両管理等主管課から具体的な事故等の発生を事例とした注意喚起文書を発出し、同種事案の再発防止に努めている。

監査の結果に付した意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

監査結果報告年月日	平成27年8月7日
監査の意見	(1) 河湖占用料等の収入事務の改善について(東近江土木事務所、長浜土木事務所)

収入未済の縮減に向け、各関係機関で取り組んでいる中で、河湖占用料等について、収入事務の前提となる調定期が著しく遅延している事例が見受けられ、別途、指導事項としたところである。

河湖占用料等については、複数年にわたる占用許可を行っている案件がたいへん多く、こうした事務を迅速、的確に行っていく必要がある。このため今回の指導事項に対する措置の検討に際して、例えば、河湖占用料の収入事務に使用する台帳に、毎年度の調定、納入通知書の発行、収納済の確認などの事務の進行状況をチェックする欄を設けるとともに、複数の職員で共有し確認するなど、事務の改善を行うことについて、十分検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（東近江土木事務所）

収入未済額が前年同期より大幅に増えた原因が調定・収納時期の遅れにあったため、更新にかかる調定および納入通知書の発行時期を第 4 四半期となっていたものを第 2 四半期に行うなど、早期の収納事務に努め、新たな収入未済の発生の防止を図った。

河湖占用料の収入事務に使用する台帳をこれまでの担当者単独での管理から係での共有とし、記載事項更新事務や収入事務等の進行状況を記載する欄を設け、チェック体制を強化したことにより、以後は台帳整備に遺漏がなく、収入事務の遅延防止も図れている。

（長浜土木事務所）

継続分に係る河湖占用料等については、今年度は昨年度よりも約 2 か月早く調定を行った。

今後も引き続き許認可業務および他の業務との調整を図りながら、早期に占用許可の更新事務に着手し適期の調定につなげるとともに、収入事務に至る一連の進捗状況を許可担当に加えて調定担当など複数の職員により定期的に確認することとした。

監査結果報告年月日 平成27年12月1日

監査の意見

(1) 「危機管理報道マニュアル」の徹底について（知事直轄組織広報課）

県では、「危機管理報道マニュアル」により、災害や感染症などの緊急事態をはじめ、県の施策に関連して発生した事件・事故など県行政の信頼に影響する事案等に対しての、的確な報道対応に努められている。さらに、平成26年度から防災危機管理業務の総括的役割を担う危機管理員が設置され、県庁全体の危機管理体制の強化が図られているところである。

こうした中、平成27年度に発生した車検切れ公用車の運行については、公表がなされたが、平成26年度中に同様の事案が発生した際には、特段の報道対応等はなされていないなど、「危機管理報道マニュアル」の趣旨が全庁的に徹底されているとは言い難いところである。県行政の信頼に影響する事案においては、より一層、迅速・正確な報道対応等に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

（知事直轄組織広報課）

県行政における危機事案発生時の報道対応については、既に「危機管理報道マニュアル」を作成し運用しているところであり、一定の改善傾向も見られるところであるが、一層の浸透を図るため、平成27年12月11日には県政経営幹事会議で同マニュアルを改めて周知し、同12月18日には広報マインド向上研修を実施した。また、平成28年1月5日と21日には報道対応の実践事例を総合事務支援システムの全庁向け掲示板へ掲載し、担当職員の報道対応力の向上に努めた。

今後も引き続き、危機事案の発生に際しても、県行政の信頼を確保できるよう、報道研修、広報・広聴連絡員会議等の様々な機会を捉えて、同マニュアルの趣旨や具体的対応方法を職員に浸透させる。

監査結果報告年月日 平成27年12月1日

監査の意見

(2) 地籍調査等の促進について（総合政策部県民活動生活課、琵琶湖環境部森林政策課）

地籍調査は、一筆ごとの土地について所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積の測量を行うもので、測量された土地は位置が明確に示されることから、災害時の迅速な復旧や土地の有効・効率的な利活用などのうえで、不可欠なものとなってきている。

県では、平成26年3月に取りまとめた「地籍調査推進プラン」に沿って事業の推進を図っており、併せて、自治会などへの出前講座や大型商業施設でのパネル展示等により、地籍調査への理解を促進している。

しかしながら、本県の地籍調査の進捗率は平成26年度末13%であり、全国平均の進捗率51%と比べると大きく遅れている状況にあることから、国への予算要望を含めて必要な予算を確保するとともに、市町への積極的な支援など、一層の事業推進に努められたい。

また特に、進捗率が1.3%と著しく低い林地については、琵琶湖森林づくり県民税を活用した放置林防止対策境界明確化事業により境界確定に向けた支援・取組がなされているが、放置林の増加や山離れの進行もあることから、森林施策の基礎的な条件ともなる林地境界の明確化についても、一層の事業推進に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総合政策部県民活動生活課)

平成28年度地籍調査費負担金について、県および市町が必要とする予算を確保されるよう国土交通省に要望を行った。今後も市町の事業量の拡大のため国への要望などにより、国の地籍調査負担金の確保に努める。

また、市町への支援については、市町のアンケートによると専門知識の不足が課題となっているため、国や全国国土調査協会等主催の研修会への参加による専門知識習得の機会を設けてきた。今後も市町の技術力向上を目的とした専門技術の研修への参加を促すことや、市町ごとの専門知識に関する助言指導の機会を増やすことにより、地籍調査の一層の推進に努める。

(琵琶湖環境部森林政策課)

森林の境界が不明確であることが原因で、適正な森林管理が行われず放置された森林は、森林の持つ多面的機能の低下を招くだけでなく、災害復旧の妨げになるなど、県民生活の安全を守る上でも大きな支障となる。

一方、森林所有者の高齢化や不在化が進む中、境界が不明確な森林はさらに増加しており、今や森林境界明確化は待たなしの状況にある。

このため、県では平成23年度から放置林防止対策境界明確化事業により、森林組合等が実施する境界明確化に向けた取り組みに対して支援を行っているところである。

さらに、県および市町を主体とする境界明確化の取り組みを一層強化するため、今年度、新たに森林境界情報強化事業を創設した。この事業では、県および市町を構成員とする森林境界明確化推進協議会を設立し、境界明確化に向けた情報共有や施策検討を行うとともに、先駆的に取り組む市町をモデル市町として支援し、その取り組みを他の市町にも波及させていくこととしている。

今後、これらの事業を活用しながら、市町や森林組合、地元自治会等との連携をさらに強化し、県下全域で境界明確化の加速化を図っていききたい。

監査結果報告年月日	平成27年12月1日
-----------	------------

監査の意見

(3) 人事評価制度の運用および組織目標のあり方について (総務部人事課)

改正地方公務員法の施行に伴い、平成28年度から人事評価制度の実施が義務付けられている。県においては、今年度、人事評価制度を試行実施したうえで、平成28年度から本格導入することとしている。

人事評価制度は、職員自らが設定した目標の達成に向けて職務遂行に自律的に取り組む中で、発揮した能力および挙げた業績を把握・評価し、上司と部下が良好なコミュニケーションを図ることを通じて、組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化などを実現していこうとするものである。

このため、個人目標をどのように設定していくかが極めて重要であり、その設定に際しては、各所属の組織目標等を十分に踏まえたものとなるよう、また、職員の能力開発等に資するものとなるよう配慮するとともに、公平性・公正性にも留意しながら、人事評価制度の実効ある実施に努められたい。

併せて、組織目標については、人事評価制度との関係にも留意の上、県庁力の最大化や業務目的の達成に向けて、より成果を重視した目標が各所属において設定されるよう配慮されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部人事課)

個人目標は、組織の使命や目標を踏まえて、組織における職員個人の役割や責任を勘案しつつ、担当する職務上の課題解決や業務の効率化などの目標を設定することとしている。

個人目標の設定にあたっては、上司が職員と面談を行い、能力開発等の観点からチャレンジ性のある内容を設定するよう指導することとしている。

これまでから、職員の制度に対する理解の向上や評価者のスキルの向上を図るため、職員に対する説明会や評価者研修を実施しているところである。今後もこうした取組をさらに徹底することにより、公平・公正な運

用に努めるとともに上司と部下のコミュニケーションを通じて人材育成や職場の活性化などを図ることとしている。

また、組織目標は年度ごとの組織の目標を設定し、組織単位ごとに進捗状況を管理することにより、基本構想等に掲げる政策の推進や行政の基本的な使命・業務の達成を図るものである。

これまでから、目標の設定に当たっては、目標、目標値、計画目標値、目標設定の理由および目標達成に向けての手段・方策を具体的に定めるよう、実施要領等において徹底を図ってきたところであり、各所属において、より成果を重視した目標設定がなされるよう平成28年度組織目標の実施通知から、具体的な事例を示すなど、さらに周知徹底を図った。

監査結果報告年月日	平成27年12月1日
-----------	------------

監査の意見

(4) 紙の使用量削減について(琵琶湖環境部温暖化対策課)

県では、地球温暖化対策の一環として「環境にやさしい県庁率先行動計画」を策定し、グリーン購入、省エネルギー、ごみの減量化等に取り組んでおり、電気の使用量などのエネルギーの使用については減少傾向にある。しかしながら、紙の購入量については、基準値である平成21年度の購入量に対し、平成27年度の目標を基準値以下としているところ、毎年度増加傾向が続いており、平成26年度の購入量は平成21年度比で27.2%の増加となっている。

紙の使用量削減に向けては、これまでの取組の効果等を検証し、更なる対策を検討していく必要がある。さらに、民間企業等での紙の削減に成功した事例を参考にし、また、全庁的なペーパーレス会議についての検討など、具体的・効果的な行動計画を検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部温暖化対策課)

紙の使用量の削減については、これまで増加要因の分析や所属への訪問調査に加え、パソコンの持ち寄りによるペーパーレス会議や、印字の消色による紙の再利用ができる複合機の利用検証等を行ってきたところである。また、他府県や民間企業での先進事例を参考にし、取組の提案や関係所属との連携を行うなど、全庁での更なる環境行動の見直しに努めてきたところであり、こうした中で今年度庁議をペーパーレスで行うなどの取組も進んでいるところである。

こうした検証結果等を踏まえ、「環境にやさしい県庁率先行動計画」の平成27年度での改定に併せて、環境行動の見直しを行っていく。具体的には、写真等を活用して取組を分かりやすくまとめた事例集の作成・周知を行うことによる職員への環境行動の広がり実践の促進や、全庁的な会議でのペーパーレス化につなげていく。

さらに、計画の進行管理等を行う部局等実行責任者が、各部局等の目標を毎年度当初に設定し、部局単位で進捗管理等を行うことにより推進体制に一層の実効性を持たせることや、月別に環境行動の強化項目を設定して庁内放送やパソコンのログオン画面等を活用して啓発することにより職員の意識向上と取組を促し、全庁を挙げた取組を一層進めていく予定である。

監査結果報告年月日	平成27年12月1日
-----------	------------

監査の意見

(5) オオバナミズキンバイ等侵略的外来水生植物対策について(琵琶湖環境部自然環境保全課)

琵琶湖の侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等の駆除対策については、国や関係市、NPOなどによる琵琶湖外来水生植物対策協議会を設置し、平成26年度に積極的な駆除が実施され、生育面積が減少したところであるが、その後において、急速な群落の再生や新たな生育地が確認されるなど、なお予断を許さない状況にある。

国民的資産である琵琶湖の保全と再生を図るため、平成27年9月に成立した「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」を踏まえ、急速に生育区域を拡大する侵略的外来水生植物の徹底的な駆除とともに、早期発見と早期駆除を行うための監視・モニタリング体制の確立など、国等と連携を深めつつ、一層の取組に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部自然環境保全課)

琵琶湖で急速に拡大しているオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物については、琵琶湖本来の生

態系の価値を大きく損なうことにもつながることから、現在、「琵琶湖外来水生植物対策協議会」による大規模な駆除事業に加え、県単独事業、国の直轄防除事業やNPO・地元自治会・漁業協同組合などのみなさんによる活動と幅広く連携しながら、オオバナミズキンバイ等の徹底的な駆除に取り組んでいるところである。

また、こうした駆除事業を実施した区域では、地域住民等による巡回・監視により再生の抑え込みに成功している区域もあるが、想定を超える規模で再生している区域もある。

今後は、「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の施行を踏まえ、国との連携をより進めながら駆除を強化するとともに、琵琶湖における侵略的外来水生植物の早期発見・早期駆除を行うための仕組みづくりに引き続き取り組むこととしている。

監査結果報告年月日	平成27年12月1日
監査の意見	

(6) 商店街の活性化について (商工観光労働部中小企業支援課)

商店街は、日常の買い物場としてだけでなく、地域社会を支えるコミュニティの核としても重要な役割を担っているが、近年、郊外型大型店の進出や事業主の高齢化および後継者不足等により、衰退が進みつつある。今後、人口減少と少子高齢化が急速に進行する中で、身近で買物ができる場の重要性の高まり、商機能だけでなく商店街が地域コミュニティに果たす役割、安全・安心の確保などの観点から、商店街の活性化が重要な課題となっている。

県においては、県内の商店街の現状や課題を把握し、今後の商店街活性化の方向性、商店街活性化の取組等の基礎資料とすることを目的として、昨年度、商店街実態調査を実施されたところである。こうした調査の結果を十分に踏まえながら、各商店街が地域特性等も含めた現状と課題を把握しつつ将来像を的確に描いていくことや、地域コミュニティにおける役割を発揮し関係団体との連携を強化していくことなどにより、その活性化が図られるよう、まちづくりの視点を踏まえて、まちづくりや商店街振興に主体的な役割を果たすべき市町とも連携しながら、商店街に対する支援をより強化されるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(商工観光労働部中小企業支援課)

商店街振興は第一義的には市町が主体的に取り組むべきものであることを前提に、商店街の置かれている厳しい状況や商店街に期待される役割を踏まえて、県では、広域性・先導性の観点から県が取り組む方が効果的、効率的な事業に取り組んでいるところである。

平成26年度の商店街実態調査においては、高齢化による活力低下や後継者不足などの厳しい課題があり、依然、空き店舗が増加傾向にあることが分かった。また、商店街の発信力の向上や魅力づくりが取り組むべき重要な課題として挙がっている。

現在、空き店舗情報と開業に役立つ情報を掲載したホームページにより空き店舗の借手と貸手のマッチングを促進する事業や創業支援セミナー、受講者のフォローアップ等により魅力ある店舗の創出を図る事業に取り組んでおり、これらは実態調査でも明らかになった課題に対応する取組として、更に推進していく必要があると考えている。

なお、平成27年度においては、実態調査を踏まえ、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)を活用して、放送媒体やホームページなどの効果的な媒体を活用して商店街の魅力を情報発信する事業に取り組んでいるところである。

今後は、商機能はもとより商店街の多面的な機能がより発揮されるよう、商店街振興において主体的な役割を担う市町や関係機関とも情報交換や意見交換を行うなど、しっかりと連携しながら、県として効果的な施策の展開に努めてまいりたい。

監査結果報告年月日	平成27年12月1日
監査の意見	

(7) 環境こだわり農業の推進について (農政水産部食のブランド推進課)

県では、全国に先駆けて環境こだわり農業を推進し、水稻では栽培面積の約4割となっているものの、野菜等園芸品目をはじめとして、全体的には栽培面積が伸び悩んでいる。併せて、環境こだわり農産物を常時購入できる店舗が少ないことや、安全・安心と琵琶湖等の環境保全に重点を置いた消費者への発信力が十分でなく環境こだわり農産物に対する認知度が依然として低い等の課題が指摘されている。

県においては、現在、新たな環境こだわり農業推進基本計画の策定を進められているところであるが、本県農業の振興に向けては、環境こだわり農産物に大いに期待するところであり、その現状と課題を踏まえたうえで、今後の取組方策が明確なものとなるよう検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部食のブランド推進課)

県では、新たな「環境こだわり農業推進基本計画」を年度内に策定すべく検討を行っている。

これまで、環境こだわり農業審議会による審議をはじめ、県民政策コメントや市町・農業団体・消費者団体等との意見交換などを行いながら当計画の取りまとめに努めてきたところであり、ご指摘の環境こだわり農業を巡る現状と課題を十分に踏まえた上で、今後の目指す姿とともに、基本方針や施策の方向などを示していきたいと考えている。

具体的には、

- ・「みずかがみ」をはじめとする環境こだわり米の栽培拡大、園芸品目については重点品目を定めるなどして推進
- ・直売所や量販店等において、環境こだわり農産物コーナーの設置を促進
- ・環境こだわり農業の意義や効果、農業者の努力を積極的に発信することによる消費者の理解促進、利用の拡大

などに力を入れていくこととしている。

この新たな環境こだわり農業推進基本計画に基づき、次年度以降、施策を着実に実施してまいりたいと考えている。

監査結果報告年月日	平成27年12月1日
-----------	------------

監査の意見

(8) 近江牛ブランド戦略の構築について (農政水産部畜産課)

近江牛は最も古い歴史を持つ銘柄牛であるが、近年、全国でブランド牛が急増し、販売競争が激しさを増している。また、最近の新聞報道では、三大和牛の中で、松阪牛と神戸牛に大きく水をあけられての3位となり、一方、後続の銘柄牛との差は僅かであるといった調査結果も示されている。

こうした中、近江牛の安定供給と販路の拡大を図り、販売競争に打ち勝っていくために、他のブランドに埋もれないようブランド戦略の構築を図られ、一層の魅力発信に努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部畜産課)

平成26年度、近江牛の飼育情報や販売動向、さらには枝肉格付や牛肉脂肪の質、牛肉のおいしさ成分のひとつであるオレイン酸などのデータを収集するとともに、県民や食肉事業者対象のアンケート調査を実施したところである。

平成27年度においては、商工観光労働部等との部局横断的な検討会を立ち上げ、平成26年度に得られたデータを検討材料の一つとして、後発銘柄牛との差別化を図り販売競争に打ち勝つための、ブランド力向上や販路拡大の基軸となる「近江牛」ブランド・販売戦略を策定する予定である。

今後は、その戦略に沿って、関係団体との共通認識を図り、官民一体となり、地理的表示保護制度への登録など「近江牛」のブランド力に磨きをかけるとともに、東京における販売PRや、県内でのインバウンド活動などにより、県内外さらには国外へ向けて積極的な魅力発信を展開していくこととしている。

監査結果報告年月日	平成27年12月1日
-----------	------------

監査の意見

(9) 水産漁獲量の増加策について (農政水産部水産課)

琵琶湖漁業の漁獲量の推移を見ると、ニゴロブナやホンモロコなど一部の魚種では増加の兆しが見られているが、漁獲量の4割を占めるアユなどが減少し、全体の漁獲量は減少傾向にある。併せて、就業者が減少するとともに、高齢化が進展するなど、新規就業者の確保が急がれるところとなっている。

このため、在来魚介類の資源回復を促進するための種苗放流をはじめ、産卵繁殖場の回復や資源管理型漁業の推進など、長期的な展望にたつて、漁獲量アップ、生産額アップにつながる施策に取り組むとともに、琵琶湖漁業の新規就業者確保につながる施策にも併せて取り組まれたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部水産課)

平成28年度からは、平成27年度に策定する滋賀県農業・水産業基本計画に基づいて、在来種の種苗放流、産卵繁殖場の回復、水草の除去、外来魚やカワウの駆除、資源管理型漁業の推進などに取り組むこととしている。

琵琶湖漁業の漁獲量低迷の原因の一つは、アユ資源が低位かつ不安定なことにあるが、アユについては、資源の変動要因を解明するとともに、資源動向の把握技術の向上を図り、それを用いた人工河川の効率的な運用により、資源の増加と安定を図る。

また、琵琶湖漁業の飛躍的な再生を目指して、琵琶湖漁業再生ステップアッププロジェクトに取り組むこととしているが、本事業では、かつて南湖の中でも特に優良な産卵繁殖場であり、漁場であった赤野井湾を最重要拠点と位置付けて、南湖水域では水草除去や外来魚駆除、種苗放流による水産資源の回復、漁場の再生を図り、北湖水域では産卵繁殖場の機能改善による水産資源の増大を図る。

一方、資源が増えても、漁業者が減少し、また、漁獲物が流通しなければ、漁獲量は増加しないため、資源増加対策に加えて、新たな担い手確保や水産物の流通・消費拡大対策にも積極的に取り組むこととしている。

監査結果報告年月日	平成27年12月1日
-----------	------------

監査の意見	
-------	--

(10) 学ぶ力、体力の向上策について (教育委員会事務局学校教育課、スポーツ健康課)

今年度の全国学力・学習状況調査の結果においては、学力状況では、思考力や判断力、表現力などを問う問題で前回より改善がみられ、全国との差が縮まってきているものの、平均正答率は、全ての教科で全国平均を下回っている状況にある。

また、学習状況では、昨年度に比べて「繰り返し努力したことを認め能力や可能性を引き出す」ことや「授業を改善する」ことなど、小・中学校ともに多くの項目で改善が進んでいることが示され、一方で、全国平均との比較においては、下回っている項目もある。

併せて、平成25年度に実施された全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果においても、小学校5年生は男女とも全国平均値を下回る結果となっている状況にある。

県教育委員会においては、平成27年3月に「学ぶ力向上 滋賀プラン」を策定し、「一人ひとりの学ぶ力を高める」、「放課後や家での時間の使い方を考える」、「授業を改善する」など6つの視点をもとにしたプランにより、様々な取組を行っているところであるが、先ずは、「学ぶ力向上 滋賀プラン」に基づく取組を徹底し効果をあげられたい。また、取組効果等をできるだけ具体的に検証し、県民と共有していくことが重要と考えられることから、そうした取組にも留意されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	
---------------------	--

(教育委員会事務局学校教育課)

本年度の全国学力・学習状況調査の結果では、小学校、中学校とも思考力・判断力・表現力などの「活用」を図る問題については改善したものの、基礎的・基本的な「知識」を問う小学校の算数、中学校の国語については改善がみられていない。

基礎的・基本的な「知識」を身に付けるためには、小学校低学年の段階から、個々の子どもたちの力を把握し、できない問題に対してはねばり強く指導するとともに、自らすすんで繰り返し学習していく力を付ける必要がある。また、「活用」の力については、子どもたちが、学習課題をもち、自分で考え、共に学び合い、学習をまとめ、振り返るといった主体的な学びのサイクルを意識した授業改善を各学校において継続的に進める必要がある。

これらのことを踏まえ、平成27年3月には、「学ぶ力」の向上に向けた目標と施策の方向性を示す4年間の中長期計画である「学ぶ力向上 滋賀プラン」を策定し、「繰り返し努力したことを認め能力や可能性を引き出す」や「生活の中で学ぶ力をつける」などの6つの視点により、子どもたちの夢と生きる力を育むために、確かな学力が身に付くよう取り組んでいるところである。

本プランの推進については、市町教育委員会と連携を密にして、各市町の教育施策にも反映していただくとともに、各学校への周知を図っているところである。また、県の広報誌等を活用し、プランでの様々な取組や成果について紹介しているところである。

併せて、本プランでは、その実効性を図るための事業を展開しており、学ぶ力パワーアップ事業では、丁寧に個に応じた指導を実施したことにより、指定した小中学校22校のうち15校で「学ぶ力」を改善することができている。

次年度は、これまでの事業の継続した取組を展開するとともに、プランの視点である「授業を改善する」視

点での新規事業や、教員研修の充実を計画しており、子どもたちの「学ぶ力」の向上を図るための施策を推進して課題解決に取り組んでいくことにしている。

（教育委員会事務局スポーツ健康課）

運動機会の充実を図り運動習慣を確立することが子どもの体力向上につながるため、幼児期から系統的に様々な運動体験を推進するとともに、各学校における体力向上プランの作成等「子どもを運動（遊び）好きにするための取組」に加え、業間、放課後等を利用した「健やかタイム」実施校を拡充し、運動の習慣化に努めている。

今後は、「学ぶ力向上 滋賀プラン」の中で学力と体力も一体的に取り組み、体力については、「健やかタイム」を全小学校で実施するとともに、体力向上のための授業改善を進めていくことを計画している。

